

国の予算(事務・事業)及び組織の改革につながる提案・指摘

提案事項名 (タイトル)	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	予算(事務・事業)及び 組織の所管官庁
指定統計調査の削減	行政のムダ排除・見直し	毎年数多く送付される各種指定統計調査の削減、調査方法の見直しをすべきである。	<p>各種指定統計調査については、今後の国の対策・方針等に大きく寄与する重要な施策であると認識している。しかしながら、同一企業であっても事業場ごとの回答を求められることにより、複数回にわたり回答を作成しなければならないケースがある。</p> <p>同一会社の複数事業場が調査対象となっている場合に、本店等の1事業場からの回答でよいとする等、回答者側に過度な負担とならないよう見直しを求める。</p> <p>例えば、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」については、09年度に約30～40事業場が対象となり、本調査は事業場が異なる場合であっても、回答内容はほぼ同様となることから、1事業場(本店等)からの回答をもって他の事業場の回答とする等、効率的な回答方法を可能として頂きたい。</p>	厚生労働省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
<p>保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)</p>	<p>行政手続きの簡素化・迅速化</p>	<p>保険会社の常務に従事する取締役等が、当該保険会社の親会社もしくは子会社等の常務に従事する取締役等を兼職しようとする場合に求められる手続について、認可を求めている申請ではなく、届出としていただきたい。</p>	<p>保険会社の常務に従事する取締役等は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされる。 これは、保険会社の常務に従事する取締役等が他の会社の業務に従事している場合、保険契約の締結や保険会社の資産の運用等に関して保険会社にとって不利な取り扱いを行うなどの弊害が生じる恐れがあり、こうした弊害を防止し、保険会社の健全性を確保するとともに、保険会社の常務に従事する取締役等がその業務に注力することを確保することを目的とすると承知している。 今回は、「他の会社」のうち、当該保険会社のグループである保険会社等に限定して要望するものであるが、保険業の業務の健全性等の観点から、兼職することにより、むしろグループ間の健全性の維持向上や業務の統一性等が図られ、ガバナンス上も有効であるものと考えている。</p>	<p>保険業法第8条、保険業法施行規則第14条の2</p>	<p>金融庁</p>
<p>保険会社による資産別運用比率規制の撤廃</p>	<p>基準や要件の見直し</p>	<p>保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社のリスク管理は基本的には個社の自己責任で行うものであり、今日的に、事前の比率規制は適当ではないと考える。 ・また、保険会社の運用手法が多様化するとともに、次の問題点もあり、現行規制は時代にそぐわないものとなっている。 <ol style="list-style-type: none"> ①取得原価ベースでの規制であり、時価ベースのリスクを反映していない。 ②現物資産のみの規制であり、同様のリスクを持つデリバティブ等は規制の対象となっていない。 ③分母が資産(合同資産)であり、リスクバッファ(自己資本等)との対比になっていない。 ・政府の規制改革委員会や金融審議会報告においても、本規制を見直すべきとの方向性が示され、2001年にソルベンシーマージン比率規制の改定及びオフサイトモニタリング制度の導入が行われ、当該規制の撤廃に向けた環境が整ってきたものと理解していたが、一方で当時は、株枠規制の特認を申請している会社があったことや、ソルベンシーマージン規制の改定等の定着状況を見極めるには時期尚早であること等の環境でもあった。 ・しかし、次の状況を見れば、今日的に保険会社の資産運用のリスク管理に対する懸念は払拭されており、本規制を撤廃する環境は整ったのではないかと考える。 <ol style="list-style-type: none"> ①保険会社の資産運用リスク管理態勢は、各社自身による態勢強化に加えて、当局による検査やモニタリング等により格段と強化されていること。 ②各社とも健全化計画に沿って株式の削減を進めた結果、全社が株枠をクリアしていること。 ③ソルベンシーマージン規制及びオフサイトモニタリングについて、十分に定着が図られている(実効性が確保されている)こと。 	<p>保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条</p>	<p>金融庁</p>
<p>「保険会社の業務の代理、事務の代行」の届出制への移行</p>	<p>行政手続きの簡素化・迅速化</p>	<p>グループ会社間であれば、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制としていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するトータルの保障の提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可折衝から認可申請・認可取得まで時間を要することが多い。(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている。) ・代理・代行を認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実施の体制が整い次第、ビジネスチャンスを逸することなく即応することが可能となる。 	<p>保険業法第98条第2項 同法第106条第1項第12号 同法第106条第2項第2号 同法施行規則51条の2 同法施行規則56条の2第2項第1号 同法施行規則56条の2第4項</p>	<p>金融庁</p>

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容	基準や要件の見直し	外貨建保険契約および無解約返戻金保険契約の募集時書面について、運用実績連動型保険契約に係る資産の運用に関する重要な事項を記載した書面等と同様に、契約者の承諾を得た場合には電磁的方法により交付することができるよう要件を緩和していただきたい。	事業活動のIT化の促進は政府全体の課題とされている中で、契約者の理解がある場合には説明書面等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきであり、すでに運用実績連動型保険契約に係る資産の運用に関する重要事項等の説明書面については電磁的方法による提供が認められていることもあり、外貨建保険契約や無解約返戻金保険契約に関する説明書面について電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。	保険業法第100条の2 同施行規則第53条第2項	金融庁
金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付けに係る事務の代行にかかる認可の緩和	基準や要件の見直し	保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条1項3号・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合において、その変更が銀行法上の届け出の範囲(銀行法第52条の39)であれば、保険業法による認可申請(第98条第2項)によらず届出としていただきたい。	保険会社が銀行代理業を行うにあたって受ける許認可の審査について、保険業法上の認可の基準(保険業法施行規則第51条の2第2項)と、銀行法上の許可の基準(銀行法52条の38)との間に大きな隔たりはない。 保険会社が行う資金貸付の代理又は資金貸付に係る事務の代行については、どのような業務が具体的に類型化できるのか前向きに吟味いただきたい。	保険業法第100条の2 同施行規則第53条第1項・第2項	金融庁
子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	基準や要件の見直し	収入依存先を、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。 また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。	保険業法第106条7項、 金融庁公示第38号	金融庁
保険契約移転単位の見直し	基準や要件の見直し	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	現行規制では、既存保険会社を企業再編で分社する場合、保険商品別分社に限定され、再編の形態が狭められている。	保険業法第135条	金融庁

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	基準や要件の見直し	包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。	簡易な合併手続き(会社法第796条第3項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっていることに対し、包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 *簡易合併の条件 合併対価の額が存続会社の純資産額の20%以下	保険業法第136条第1項、会社法第795条、第796条第3項	金融庁
損保代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における特例の設定	基準や要件の見直し	登録空白期間解消・短縮のための特例取扱いを設定いただきたい。	特に個人代理店の店主死亡時の場合について、登録空白期間が短縮、ひいては解消すれば、諸手続きが滞ることもなく、保険契約者の保護に資する面があると考えられる。	保険業法	金融庁
インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例(その1)	基準や要件の見直し	金商法第166条第2項第1号、第2号に列挙される重要事実に係る軽微基準(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条、第50条)においては、上場会社単体ベースの純資産額や売上高等が使用される。この単体ベースの数値を使用した軽微基準については、上場会社が純粋持株会社である場合には適用しないこととし、連結ベースの純資産額や売上高等を使用した軽微基準を適用するようにしていただきたい。	純粋持株会社(※)の単体ベースの売上高、経常利益もしくは純利益は、主に事業を行う子会社から受領する配当金の額によって決まり、このうち特に単体ベースの売上高については、子会社から受領する配当金がほぼ全てであり、連結ベースの売上高の規模を大きく下回る数字になるのが通常である。 一方、例えば金商法第166条第2項ヨの政令(金商法施行令第28条第2号)に定める「子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得」(新たに子会社とする会社の買収等)を例にとると、新たに子会社とする会社の最近事業年度の売上高が純粋持株会社単体ベースの売上高の10%より大きければ重要事実となる。この場合、連結ベースで比較すると新たに買収する会社の規模は小さく、投資判断に影響を及ぼすものではないと考えられる状況でも、純粋持株会社単体の売上高の10%と比較すると、実質的な重要性は無いにも関わらず、文理解釈上重要事実となってしまうことがあり、不合理であると考えられる。 (※)保険会社を子会社とする保険持株会社は、保険業法第271条の21第1項により子会社の経営管理業務以外の業務を禁じられており、純粋持株会社に該当する。	金融商品取引法第166条第2項第1号及び第2号 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条及び第50条	金融庁
インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例(その2)	基準や要件の見直し	金商法第166条第2項第3号において、上場会社単体ベースの売上高、経常利益もしくは純利益について、公表された直近の予想値と上場会社が新たに算出した予想値に一定以上の差異が生じた場合は重要事実となる旨が定められている。この単体ベースの予想値に係る規定については、上場会社が純粋持株会社である場合には適用しないこととし、連結ベースの売上高、経常利益もしくは純利益に上記のような差異が生じた場合のみ重要事実となるようにしていただきたい。	保険会社を子会社とする保険持株会社は、保険業法第271条の21第1項により子会社の経営管理業務以外の業務を禁じられており、純粋持株会社の単体ベースの売上高、経常利益もしくは純利益は、主に事業を行う子会社からの配当金の額によって決まる。 この子会社からの配当金の額は、主に純粋持株会社の資金需要によって左右され、必ずしもその企業集団全体の経営成績と連関性のあるものではないと考えられる。従って、投資家から見た投資判断情報としては、純粋持株会社の単体ベースの売上高、経常利益もしくは純利益の変動は重要性のあるものではないと思われる。例えば子会社から受領する配当金の額が当初の予想よりも一定以上大きくなったことをもって文理解釈上重要事実となるというのは、実質的な重要性とは連関性がなく、合理性に欠けると考えられる。	金融商品取引法第166条第2項第3号 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条	金融庁

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	規制・制度の撤廃や見直し	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、①税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、確定拠出年金普及の阻害要因となっている。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省
確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	規制・制度の撤廃や見直し	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	規制・制度の撤廃や見直し	中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。	中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第54条、法人税法、所得税法	厚生労働省
確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	規制・制度の撤廃や見直し	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。また、第3号被保険者が個人型年金に加入できないことは、女性の多い企業における企業型年金導入の阻害要因となっている。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。本要望は、単に税財源措置の優遇を求めるものではなく、主として制度の改善を求めるものであり、制度普及の観点からも検討をいただきたい。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
社会保険料の算出方法	規制・制度の撤廃や見直し	<p>現行の社会保険料の算出方法の変更を検討いただきたい。具体的には健康保険料、厚生年金保険料を算出する際の標準報酬月額や定時決定(算定基礎届)・随時改定(月額変更届)による算出を廃止していただきたい。例えば、雇用保険料や賞与の保険料を算出する標準賞与額のように実際に支払われた給与に対し、料率を乗ずる方式に変更することを検討いただきたい。</p>	<p>現行の方法では、過去に給与の誤支給があった際、過去に遡及して全ての月変・算定を見直した上で、保険料精算・紙の訂正届けを作成しなくてはならず、非常に非効率である。また、既退職者との精算も困難である。</p>	<p>健康保険法第41条～第44条 厚生年金法第20条～26条</p>	厚生労働省
「企画業務型裁量労働制」の決議・決議の届出/定期報告の本社一括届出/報告	規制・制度の撤廃や見直し	<p>各事業場単位で労使委員会を設置し決議をしているが、本社一括の決議、届出を可とする。各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする。</p>	<p>実態として、同一企業・同一の職種であれば決議内容に大きな違いがなく、各事業場からそれぞれの所轄労働基準監督署へ届け出ることには非効率である。また、労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期報告についても、本社で労働時間や健康状態等の管理をしている会社も多く、本社より本社の所轄労働基準監督署へリスト等にして届け出ることでのロードの削減を図ることができること。</p>	<p>労働基準法第38条の4第1項 労働基準法第38条の4第4項</p>	厚生労働省
貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	規制・制度の撤廃や見直し	<p>貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによつて日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放していただきたい。</p>	<p>民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようにご検討いただきたい。</p>	貿易保険法	経済産業省
商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	規制・制度の撤廃や見直し	<p>会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除するべきである。</p>	<p>近年、中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得でき、とすることで十分機能を果たせると考える。</p>	<p>会社法第911条第3項第14号 商業登記規則別表第五</p>	法務省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
住民税関連手続き全般の電子化(又はオンライン化)および窓口一本化	行政手続きの簡素化・迅速化	(1) 給与支払報告書の電子データ提出の窓口を1本化していただきたい。 (2) 課税通知書を電子化し、1企業に対して1つの電子データでいただきたい。 (3) 個人への課税額通知方法を工夫していただきたい。具体的にはデータを1本化した上で、各納税者が各自専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みを構築していただきたい。 (4) 各種異動手続きをオンライン化していただきたい。 (5) 各種書類のフォーマットを全国統一していただきたい。	(1) 市町村ごとに手続きを行えば電子データでの提出は認められているものの、1000箇所への市町村へそれぞれ手続きを行うのは手続きロードが大きく、電子媒体も相当数必要であるため現実的ではない。現状としては、大量の紙を各市町村へ郵送対応している。全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けていただきたい。 (2)(3)(4) インputミスによる誤徴収防止のため。 (5) 課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに違うため、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 なお、(1)(5)については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)、個人情報流失リスクの削減等の効果がある。	地方税法 第321条ほか	総務省
自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	基準や要件の見直し	日本国内で走行することを前提として今後生産されるすべての自動車に対し、イモビライザを標準装着するよう道路運送車両法等の改正をすべきである。	現在、自動車盗難は転売を目的とした組織的窃盗団による犯行が主流で、自動車盗難は反社会的勢力の資金源となっている。更には、盗難車を用いた国際的テロも散見される。犯行の手口は高度化され、きちんとキーをかけただけでは不十分であり、諸外国においてはイモビライザの標準装備が一般的となっている。 具体的には、EU諸国、オーストラリア、中東湾岸諸国などでは、イモビライザの標準装着が法制化されている。また、アメリカではイモビライザは法制化には至っていないが、部品取り防止のために義務化されているVINナンバーがイモビライザが装着されていれば免除されており、実態として95%の車にイモビライザを装着している。 日本のイモビライザの普及状況は、数年前まで高級車やRV車など盗難被害の多い車種が中心であったが、徐々に大衆車や軽自動車にも装着されるようになり、2009年10月の日本自動車工業会の調べでは、国内向けに生産された180車種のうち、標準装着、一部標準装着、オプション装着を含めると156車種にイモビライザが装着可能となっている。しかしながら、2008年に国内向けに生産された自動車417万台のうちイモビライザ装着車は197万台であり、50%に及ばない。 このような導入実態からも消費者の自主性に任せるだけではなく法制化が必要と考える。	道路運送車両法保安基準 第11条	国土交通省
自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続きにおける監視強化	基準や要件の見直し	中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続き時に、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づく manifests (管理票) を税関に提示するよう盗難自動車部品の不正輸出が問題となっている港で実施すべきである。	現在、盗難車はほとんどが自動車部品に解体され、中古の自動車部品として不正に輸出されている。背景として、自動車は、一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別するための手立てがないことが原因にある。このような盗難車の不正輸出の現状を踏まえ、新潟では、次の取り組みが行われている。 (ご参考)新潟の取り組み 自動車リサイクル法により都道府県知事の許可を受けた解体業者は、同法の再資源化の基準に従って解体を行い、解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触せず、輸出が可能である。現在、新潟では、この制度の担保措置として義務付けられている解体自動車の全部利用に係る電子 manifests (移動報告) の画面印刷物の提出を輸出申告時に求めるなどし、不正輸出の防止を図っている。盗難車の不正輸出の場合、無許可解体業者が盗難車を解体しているケースが多く、これらの業者では、電子 manifests の画面印刷物の提出は不可能で、不正輸出の防止だけでなく、無許可解体業者の排除にも効果を発揮している。 本来、税関での輸出貨物の審査は、関税法第70条の規定に基づき他法令において検査の必要があると定められた貨物についてのみ、審査が行われている。新潟の取り組みは根拠法令・条例等が存在せず、新潟県、県警、税関の連携による運用で行っている。 既に経済産業省及び環境省が所管する自動車リサイクル専門委員会の報告書(案)では、盗難車の不適正解体への対策を検討課題に挙げているが、今後、警察庁及び財務省も含めた4省庁が新潟の取り組みを盗難車の不正輸出が問題となっている全国の港に拡大するよう、自動車リサイクルシステムの有効な運用をお願いしたい。	新たな制度創設のため 根拠法令はなし 関連法令としては、関税法第70条	警察庁 財務省 経済産業省 環境省

国の規制・制度の改善につながる提案

提案事項名	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁 (必須)
インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	基準や要件の見直し	ネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制、自主規制が存在していない。インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止のための相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設けるべきである。	<p>インターネットオークションを通じて盗品を処分する手口は年々増加傾向にあり、警察庁の調べでは、2008年の全検挙件数3,000件のうち、被害品別では、1,239件がカーナビであった。</p> <p>現在、総合セキュリティ対策会議で流通阻止のため、「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などをインターネットオークション事業者への対策案として議論しているところであるが、いずれもオークション業者への努力義務にとどまる見込みである。</p> <p>3月に同会議の報告書が完成の後は、先ずインターネットオークション事業者の対策の取り組み状況を注視し、また、その対策の実効性を検証する必要があると考える。その後も対策が推進されておらず、盗品の出品状況に改善が見られない場合には、盗品カーナビの流通阻止のための相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化について本格的に検討すべきと考える。</p>	古物営業法第21条の2 及び第21条の3	警察庁